

議案第 8 号

桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

桐生市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市手数料条例の一部を改正する条例

桐生市手数料条例(平成 12 年桐生市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 62 項中「市長が認めるもの」を「規則で定めるもの」に改め、同表第 67 項中「非住宅部分」の次に「(同法第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)」を加え、同項第 1 号中「市長が認めるもの」を「規則で定めるもの」に改め、同表第 69 項中「住宅の部分」を「住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)」に、「第 8 条第 1 項第 1 号イ(1)及びロ(1)」を「第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)」に、「第 8 条第 1 項第 1 号イ(2)及びロ(2)」を「第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)」に改め、同表第 70 項、第 74 項及び第 75 項中「住宅の部分」を「住宅部分」に改め、同表に次のように加える。

77 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、又は同法第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知して行う建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査	当該判定に係る建築物ごとの非住宅部分の床面積の合計が消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては第 69 項第 2 号ア、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同号イに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額の合算額
78 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号)第 11 条による軽微な変更該当していることを証する書面の交付	当該証明に係る建築物ごとの非住宅部分の床面積の合計が消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては第 69 項第 2 号ア、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同号イに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額の合算額

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 8 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査等に係る手数料を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。